

認定書

国住指第 3277 号
平成 26 年 1 月 22 日

旭化成建材株式会社
代表取締役社長 前田 富弘 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令 108 条の 2 第一号から第三号まで（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

- 認定番号
NM-3815
- 認定をした構造方法等の名称
フェノールフォーム保温板充てん／両面エポキシ系樹脂塗装アルミニウム合金はく
- 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

(別添)

1. 材料名

フェノールフォーム保温板充てん/両面エポキシ系樹脂塗装アルミニウム合金はく

2. 形状及び寸法等

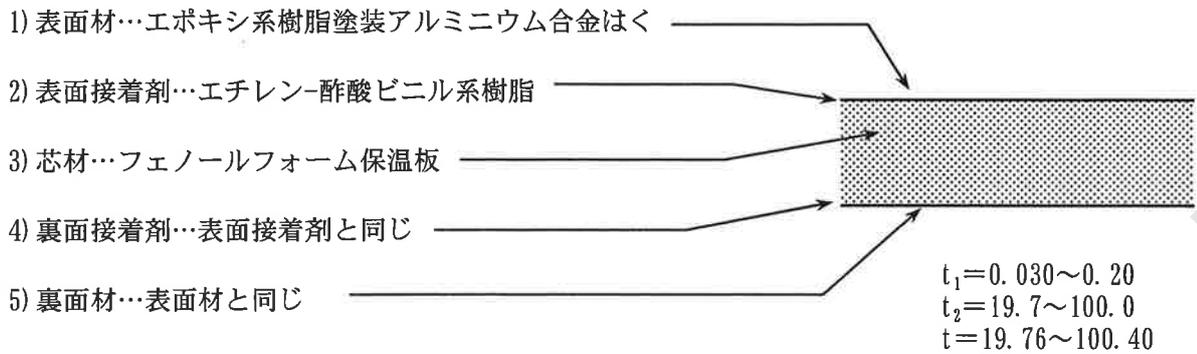
項目	申請材料
形状	平板
表面形状	平滑
厚さ(mm)	19.76 \pm 2.0~100.40 \pm 10.0
かさ比重	0.0312 \pm 0.003~0.0871 \pm 0.009
質量(g/m ²)	795.1 \pm 79.5~4096.5 \pm 409.6

(別添-1)

3. 材料構成

項 目	申 請 材 料
表面材	<p>エポキシ系樹脂塗装アルミニウム合金はく …厚さ$0.030_{\pm 0.003}\text{mm} \sim 0.20_{\pm 0.02}\text{mm}$、質量$81.9_{\pm 8.2}\text{g/m}^2 \sim 542.6_{\pm 54.3}\text{g/m}^2$</p> <p>構成 { [1] 表面塗装：エポキシ系樹脂 …質量$0.6_{\pm 0.3}\text{g/m}^2$ (固形量) 以下 (有機質量$0.6_{\pm 0.3}\text{g/m}^2$ 以下) 組成 (質量%) エポキシ系樹脂…100</p> <p>[2] アルミニウム合金はく (JIS H 4160) …厚さ$0.030_{\pm 0.003}\text{mm} \sim 0.20_{\pm 0.02}\text{mm}$、質量$81.3_{\pm 8.13}\text{g/m}^2 \sim 542.0_{\pm 54.2}\text{g/m}^2$ 合金番号1N30</p>
表面接着剤	<p>エチレン-酢酸ビニル系樹脂 …質量$30_{\pm 3.0}\text{g/m}^2$ (固形量) 以下 (有機質量$30_{\pm 3.0}\text{g/m}^2$ 以下) 組成 (質量%) エチレン-酢酸ビニル系樹脂……………100</p>
芯材	<p>フェノールフォーム保温板 (JIS A 9511) …厚さ$19.7_{\pm 2.0}\text{mm} \sim 100.0_{\pm 10.0}\text{mm}$ 質量$571.3_{\pm 57.1}\text{g/m}^2 \sim 2951.3_{\pm 295.1}\text{g/m}^2$ (有機質量$571.3\text{g/m}^2 \sim 2951.3\text{g/m}^2$ 以下)</p> <p>構成 { [1] 表層：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) ポリエステル系不織布 …厚さ$0.15_{\pm 0.04}\text{mm}$、質量$30_{\pm 3.0}\text{g/m}^2$ (有機質量$30_{\pm 3.0}\text{g/m}^2$) 組成 (質量%) { ポリエチレンテレフタレート……………$99_{\pm 1}$ 酸化チタン……………$0.5_{\pm 0.5}$ 有機質系着色剤……………$0.5_{\pm 0.5}$</p> <p>(2) なし</p> <p>[2] フェノールフォーム保温板 …厚さ$19.7_{\pm 2.0}\text{mm} \sim 99.7_{\pm 10.0}\text{mm}$ 質量$571.3_{\pm 57.1}\text{g/m}^2 \sim 2891.3_{\pm 289.1}\text{g/m}^2$ (有機質量$571.3\text{g/m}^2 \sim 2891.3\text{g/m}^2$ 以下) かさ比重$0.029_{\pm 0.003}$ 酸素指数28以上 組成 (質量%) { フェノール樹脂……………100 発泡剤 (炭化水素系) ……$5_{\pm 2}$ (外割)</p> <p>[3] 裏層：[1] 表層と同じ</p>
裏面接着剤	表面接着剤と同じ
裏面材	表面材と同じ

4. 構造説明図 (寸法単位：mm)



5. 注意事項

- 1) 本申請仕様を施工するに当たっては、所定の防火性能が損なわれないように、貫通孔を生じさせないようにし、材料端部及び目地部の処理を適切に行う必要がある。
- 2) 天井に使用する場合に当たっては、火災時に本申請材料が落下しないように、施工方法等に注意すること。